

愛知県環境審議会地盤環境部会（第1回） 会議録

1 日時

平成21年8月31日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

愛知県自治センター 研修室（5階）

3 出席者

（1）委員（7名）

大東部会長、足立委員、木村委員、岡村専門委員、四俣専門委員、杉井専門委員、牧野内専門委員

（2）事務局（8人）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、野田主幹、畔柳課長補佐、大谷主査、桑山主任、大越技師、大橋主事

4 傍聴人

4名

5 議事

・会議録への署名を足立委員、岡村専門委員が行うこととした。

（1）地盤環境部会長代理の選任について

・部会長代理に木村委員を選任した。

（2）土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて

・資料1から資料3について事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

[大東部会長] 改正前の土壌汚染対策法がどうであったのか、なぜ改正が必要になったのかをもう一度整理して、その後県民の生活環境の保全等に関する条例との対比をしたいと思います。もう一度法の改正の理由等を説明していただきたい。

[事務局] 土壌汚染はかつて農用地や鉱山に限定された問題であった。その後、工場等の再開発事業の問題が出てきて、市街地の土壌汚染が注目されるようになった。まだその時点で法は整備されていなかったが、土地の評価等の観点から、工場跡地

など市街地での土壤汚染について考え方を整理し、土壤汚染対策法が制定された。法は土地の管理や対策を観点に制定された法律である。

改正の特徴は3つあって、1つ目は法の規定によらない調査により汚染が見つかることが増加してきたことにより、法に位置づける必要が出てきたことである。2つ目に掘削除去の偏重により、いわゆるブラウンフィールドの問題が出てきたことから、適正な措置について検討する必要が出てきたことである。3つ目は汚染土壤の不適正な処理の事例が出てきたことから、処理業の許可制度の必要性が出てきたことである。

一方、条例は旧公害防止条例を全面改正したものであり、規制的な性格から土壤汚染を防止することを観点に制定されている。このあたりが、法と条例との違いとなっている。法の改正を踏まえ、いかにこのような問題を整理していくのか、検討をしていただきたい。

[杉井委員] 法や条例によらない調査の件数はどれくらいか。そのような調査の中で、過去に特定有害物質の取扱があったのはどれくらいか。

[事務局] はっきりした記録はないが、中央環境審議会の答申では、平成19年度の全体の調査は7,039件であり、そのうち法や条例によらない調査が91%であった。また、7,039件のうち汚染が判明した調査が3,206件であり、自主的なものが88%となっている。

[牧野内委員] 土壤汚染が判明した調査のうち、最大でどの程度の汚染土壤の量になるのか。

[事務局] 最大で何万立方メートルになることもあるが、事例によって違いが大きい。

[四俵委員] 汚染土壤は特別な措置が施されたところに持って行かれるのか。

[事務局] 国で汚染土壤の処理の流れを推計しており、平成17年度には全体で300万トンの汚染土壤が発生し、そのうち最終処分場に10万トン、セメント製造施設に221万トンが搬出されている。

[四俵委員] 汚染土壤処理業の許可は施設に出すのか。許可の際になぜ生活環境影響調査が必要なのか。

[事務局] 汚染土壤の処理については、処理する施設ごとに許可を与える。現行の法では汚染土壤の処理施設を都道府県知事の認定としているが、そういった施設で汚染土壤を処理することによって生活環境に影響を及ぼすことのないよう、愛知県では要綱により生活環境影響調査の実施を規定している。改正法では、生活環境影響調査の規定がないが、愛知県では汚染土壤を処理する施設の許可に先立つ生活環境影響調査の必要性を検討する必要があると考えている。

[大東部会長] 条例として制度化するか、あるいは指導としての位置づけとするかが議論の対象となる。

[木村委員] 論点として5つ挙げられているが、ただ漠然とした考え方しか示されていない。今後文書化ができるのか。

現行の法令等に事業者は従ってきた実績があり、さらに条例を進んだものにするのは総論では賛成だが、個別には支障がないか懸念がある。

[事務局] 資料 3 で、法が改正されたことにより見直しが必要となった内容と、これまで条例を施行してきた上で課題となった点を論点として提示したところである。個別具体的な話については次回以降に示していくこととしたい。

[木村委員] 条例の 3,000 平方メートルの考え方を法律に合わせていくのか。

[事務局] 条例の運用を国に合わせた場合、届出対象の範囲が大きく変化することはないと考えている。

[木村委員] 法や条例によらない調査により汚染が見つかった場合に、なんでも措置をするというわけではなくて、それぞれとりうる措置があると考えていいか。規定によらない調査だから、報告しても負担にならないようにする必要がある。どうやって制度化していくのか。

[事務局] 今は特定有害物質を取り扱っている事業所だけが調査の対象となっているが、そうではない調査が増えている。そういったものをどう位置づけていくかの検討が必要である。

[大東部会長] 地歴調査は非常に重要な調査だが、改正法ではその考え方が抜けている。何か対策をした方がいいのではないか。

[事務局] 地歴調査は、今までは過去に特定有害物質を使用していた事業所があったかどうかを調べて届出するというものであるが、実際、分からないことが多い。また、行政が保有している情報により調査の要否を判断して行くというのが改正法の考え方である。しかし、行政も全てのデータを保有しているわけではなく、今後どう把握して行くのかが問題である。

[岡村委員] 調査を行う業者と処理を行う業者の関係はどうか。

[事務局] 汚染土壌の処理を行うものについては、今回の改正により、汚染土壌処理業の制度が新設された。調査を行うものについては、現行法でも指定調査機関という制度があり、環境大臣が指定することになっている。今回の改正で、指定の更新制や技術管理者をおくなど、信頼性を高める制度が新設されている。

[杉井委員] 措置の対象者について、法においては土地所有者と今回新設された土地の形質の変更を行おうとするものについては異なることが少ないと思われる。しかし、条例の特定有害物質取扱事業者と土地の改変者では、措置を求める相手が異なってくる場合がある。重複するような場合、どちらが優先的に義務を負うのか。

[木村委員] 土地所有者が変わった場合でも、前の土地所有者に責任があるのは当然のことだが、その前の土地所有者の責任はどうかなどを具体化した場合はどうなるのか。また、事業者が倒産し、別の事業者に代わったが土地の所有者は代わらない場合はどうなるのか。

[事務局] 法では、汚染の除去を指示する場合は土地所有者に対して行うが、原因者が分かっている土地所有者が認めた場合は原因者に措置を求めることができる。そう

いう意味で法律は第一に土地所有者に求めるのに対して、条例は特定有害物質取扱事業者の責任で対策を求めている。しかし、原因者が倒産するなど措置を求められない場合にどうすればいいか検討していく必要があると思われる。

[大東部会長] 法では土地所有者、条例では事業者としている。有害物質を使用していたのは以前の事業者であって現在の事業者は使用していない場合など、整理が必要となる。

[四俵委員] 法や条例の規定によらない調査について、どのように調査するのか、どのように措置をするのかということの規定するのは重要だが、調査を求めることができるのか。

[事務局] 法や条例によらない調査を義務化することは難しい。土壤の調査をする場合には基づくべき調査方法を示す、また汚染が見つかった場合については指針で措置方法を示すといった事業者への支援という内容になるかと考えている。

[大東部会長] 法や条例によらない調査の規定が法にはないからと条例に規定すれば報告する者が増えない。汚染の程度が軽いとか、汚染がないというお墨付きを与えるために規定するという意味合いが強い。

[事務局] 自主調査により汚染が見つかった場合、新たに法に規制対象区域に指定するよう申請することができる規定が追加された。どこまで申請がなされるかは運用によるところが大きく、この規定をどのように運用するかについても考えていきたい。

[大東部会長] そもそも、自主調査を報告しないというのは環境に対する姿勢が不十分という雰囲気が世の中にできている。そういう状況を法令でサポートすることがよいのではないか。

次に、行政が土壤汚染に関する情報を収集、整理、保存、そして適切に提供していく制度ができたが、そのあたりをどうするか。

[事務局] 土壤汚染や地下水汚染に関する情報を整理していく必要がある。今後、国がガイドラインを示すといっているので、それを踏まえ来年度以降検討していく。

[岡村委員] 法の適用除外について、例えば工場跡地を農地として利用している場合、そこで汚染が判明していても、法の対象外となるのか。

[事務局] 実際にそのような土地利用は考えにくいだが、農用地でも過去に設置されていた工場を原因として特定有害物質による汚染の可能性が高いとなれば、法の対象となる。

[大東部会長] 今回の論点には入ってないが、自然由来の問題が残っている。

(3) その他

- ・事務局から次回の審議会の日程調整を願いたいとの発言があった。
- ・環境部技監あいさつ